よくあるご質問

Q 寄付金はどのようなことに使われますか？

A — 使途をご指定いただけます。詳しくは別冊の『西南学院大学サポーターズ募金趣意書』をご参照ください。

Q 名前を公にしないで寄付できますか？

A — 可能です。匿名を希望される場合や非公開の必要がある場合は、公表いたしません。

Q 法定相続人がいない場合、私の財産はどうなりますか？

A — 家庭裁判所により選任された相続財産管理人が相続人や相続債権者を捜索しますが、一定期間それらが現れなければ遺産は国庫に帰属します。使い道を自らの意思で決めるためには、元気なうちに遺言書を作成しておくことが大切です。

Q 遺言書は自分で書きたいのですが、「自筆証書遺言」で寄付はできますか？

A — 一般的に「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」の2種類があり、「自筆証書遺言」でも遺贈は可能です。ただし「自筆証書遺言」は第三者による書き換えや遺言書の紛失などのリスクが高いと言われていますので、一度ご相談ください。

西南学院大学

お問い合わせ窓口
学校法人西南学院 総合企画部 社会連携課
〒814-8511 福岡市早良区西新6-2-92
TEL:092-823-3952　E-mail:koyu@seinan-gu.ac.jp

提携信託銀行
三菱UFJ信託銀行 福岡支店　TEL:092-741-3131

募金用ホームページ
http://www.seinan-gakuin.jp/supporters/

西南学院大学

遺贈・相続財産による寄付制度のご案内

ご自分や故人の遺志を
教育活動に役立てるために

遺贈による寄付をお考えの方へ

※遺贈とは、遺言書によりご自分の財産を特定の人や団体に配分すること

西南学院大学では、財産をご自分の意向に沿って活用したいという方のために、遺贈による寄付制度を設けています。
遺贈された財産は原則として相続税はかかりません。遺贈を行うに当たっては、民法で定められた方式で遺言書を作成する必要があります。一般的には以下の2つの遺言が利用されています。

公正証書遺言	公証役場等で証人2人以上が立会い、遺言者の口述内容をもとに公証人が遺言書を作成し、関係者が署名押印する。
自筆証書遺言	遺言者が遺言内容の全文、日付、氏名を自筆、押印する。

ご寄付いただく場合のご注意

ご寄付は原則現金でお願いしていますが、現金以外（株式、骨董、不動産など）を検討されている方は、事前に西南学院社会連携課までお問い合わせください。また、遺言書の内容に関わらず、兄弟姉妹以外の相続人には「遺留分」が法律によって保障されています。詳しくは専門家にご相談ください。

遺贈による寄付制度のしくみ

遺贈によるご寄付をお考えの方
西南学院社会連携課へご相談ください。

→

西南学院大学
本学提携の信託銀行(三菱UFJ信託銀行)の相談窓口をご紹介します。

→

提携信託銀行
(三菱UFJ信託銀行)
※ 提携信託銀行へ直接お問い合わせいただくこともできます。

→

西南学院大学へのご寄付
ご遺志に従い、西南学院大学の教育研究活動の充実などに大切に活用させていただきます。
※ 西南学院大学に遺贈された財産は、相続税の非課税資産となります。

相続人等への遺産配分

遺言書作成に関する相談
財務コンサルタント等の専門スタッフがご寄付(ご遺贈)を含む遺言書作成に関するご相談をお受けします。ご相談に関する秘密は守られます。

遺言書の作成
遺言信託を利用して遺言書を作成します。
※遺言書の中で西南学院大学へのご寄付の内容を具体的にご指定いただくことで、ご遺志の実現を確実なものとすることができます。

遺言書の保管・管理
遺言書の保管・管理を行います。遺言書の保管中は遺言内容・財産・相続人などの変動について、毎年定期的にご本人に照会します。

遺言書の執行
ご逝去の通知を受け次第、ご遺言の内容を執行します。
※遺言書作成に関するご相談は無料ですが、遺言書の作成・保管・執行などにつきましては信託銀行所定の費用が必要となります。

相続財産による寄付をお考えの方へ

故人から受け継いだ財産で本学への支援をお考えのご遺族様からのご寄付を承っています。
ご遺族が相続税の申告期限内（故人がご逝去された翌日から10ヶ月以内）に本学に寄付された場合、寄付分の相続財産は非課税となります。相続税の申告時には、文部科学省による「相続税非課税対象法人の証明書」が必要となりますので、お早めにご相談ください。

ご寄付いただく場合のご注意

相続税は、故人の財産に一定の生前贈与分を加え、負債や葬式費用を差し引いた金額をもとに算出されます。ご寄付は原則現金でお願いしていますが、現金以外（株式、骨董、不動産など）を検討されている方は、事前に西南学院社会連携課までお問い合わせください。

ご寄付から相続税の申告まで

ご遺族様
西南学院社会連携課へご相談ください。

→

西南学院大学
故人様のご逝去日、西南学院大学とのご関係、ご寄付の金額、使途などのご希望をお伺いし、ご寄付に係る書類をお送りします。

→

ご遺族様
相続財産を西南学院大学へ寄付。

→

西南学院大学

→

ご遺族様
故人様がご逝去された翌日から10ヶ月以内に相続税申告の手続きを行ってください。

相続税非課税対象法人の証明申請
文部科学省に「相続税非課税対象法人の証明書」の発行を申請します。
※ 発行には、西南学院が申請してから約2ヶ月を要します。

相続税の申告に必要な書類の送付
「寄付金受領証」「特定公益増進法人であることの証明書（写）」「相続税非課税対象法人の証明書」をお送りします。